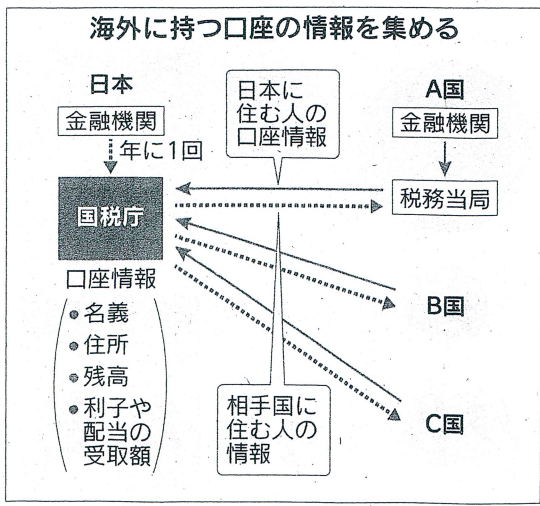


# 海外の口座情報監視

## 国税庁 富裕層税逃れ防ぐ

政府は海外に資産を持つ富裕層による租税回避（3面きょうのことば）の監視を強化する。40カ国を超す税務当局と連携して日本に住む人が海外に持つ預金などの口座情報を捕捉し、2018年から国税庁に集約させる。ケイマン諸島など英領の租税回避地（タックスヘイブン）の協力も得る。国境を越えた税逃れに国際連携で対抗する。（関連記事3面に）

### 18年から、40カ国超と連携



海外にある財産の相続の申告漏れは13年事務年度（13年7月～14年6月）に前年度の6倍強の年間163億円と急増している。国税庁はこうした事態を重く見ており、14年から海外に5000万円を超す資産を持つ人に対して税務署への申告を義務付けている。

新たな枠組みによると、国税庁は日米欧など主要20カ国・地域（G20）と先進国を中心とした経

濟協力開発機構（OECD）の加盟34カ国に加え、英領バージン諸島、ケイマン諸島、バミューダ、マン島など英領のいわゆる「タックスヘイブン」からも日本人の海外口座の情報を得られる。

国税庁は17年末時点で日本人が海外に持つ預金、証券、保険などの金融口座の名義、住所、残高、利子や配当の年間受取額などの情報を連携する海外の税務当局から18年9月までに集める。19年以降も年末時点の情報を翌年9月までに集約する。海外当局からオンラインで情報を受け取れるようにしたい。

国税庁は情報をもとに、日本に住む人が海外の口座で得た利子や配当などの所得を正しく申告しているか確認する。口座の保有者が亡くなったときに、財産の相続人が正しく相続税を納めているかも調べる。

例えば、海外駐在中に米国とフランスなど複数の国で銀行口座を開いたサラリーマンなどの口座の情報も18年からは把握できる。合算して5000万円を超えなければ問題ないが、超えるのに税務署に故意に申告しなかったり、虚偽の記載をしたりした場合は1年以下の懲役または50万円以下の罰金を科す。

国税庁も各国の税務当局に対し相手国に住んでいる人が日本に持つ口座の情報を与える。国内の

金融機関に対して情報提供を義務付けるため、26日召集の通常国会に租税条約実施特例法改正案を出し、成立を目指す。

外国に住む人が日本で口座を開くときには、生年月日や居住地など、その国の納税者番号などを記載するよう求める。金融機関は年末時点で存在する口座の情報を翌年4月末までに本店を管轄する

税務署に報告する。虚偽情報を記した預金者や受け取った情報を意図的に提出しなかった金融機関には懲役や罰金を科すことも検討する。

これまでも金融機関は海外からの入金情報などを国税当局に提供してきた。しかし、口座残高なども含めた情報をまとめて定期的に送ることは義務付けていなかった。

### 公平性損ね各国で問題に

▽：国によって異なる税制の隙を機となったのは米国が2010年突く行き過ぎた節税や、ときには海外の金融機関に米国人の口座違法な方法で税金の支払いを逃れ立させたことだ。各国の金融機関多国籍企業や富裕層による租税回避が各国で問題になっている。主に国内でしか活動できない企業や個人との公平さを損ねるほか、税収を減らす要因にもなる。

▽：日本では海外の5000万円超の金融や不動産などの資産を報告するよう義務付ける制度が14年から始まり、相続税などをきちんと納めているか確認する。7月からは1億円以上の金融資産を持つ人が海外に移住する際には、含み益に課税する制度が始まる。

金融資産の売却益が非課税のスイスなどに移住して、課税を逃れている事態に

### 租税回避

富裕層の租税回避を防ぐ仕組み	
金融資産の含み益に課税	金融資産1億円以上を 持つ人には海外に移住する際 に含み益に所得税を課す →7月から開始
国外財産調書制度	海外に5000万円超の資産 を持つ人は届け出が必要 →2014年に開始し、15年 から罰則適用
租税条約	国税庁が海外の当局と脱税 の疑いがある人の情報を 交換 →18年からは40カ国超と 毎年、金融口座の情報を 交換

は1億円以上の金融資産を持つ人が海外に移住する際には、含み益に課税する制度が始まる。金融資産の売却益が非課税のスイスなどに移住して、課税を逃れている事態に

およりのDUTIER